

# 松戸市男女共同参画推進団体登録制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市男女共同参画センター条例第1条の目的をもって設置及び活動している団体について、松戸市男女共同参画推進団体（以下「団体」という。）として位置づけ、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 市民団体の活動支援及びこれらの団体間におけるネットワーク形成を図り、団体と市が協働し男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

## (登録団体の募集および要件)

第3条 市は、団体の参加促進に向けて、随時募集を行なう。

2 登録団体に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) すでに市内で男女共同参画の推進に向けた取り組みや学習を目的として活動実績があり、登録後も継続的に活動する団体であること。
- (2) 団体として規約（会則）が整備され、目的や活動内容等が把握できる団体であること。
- (3) 営利活動、政治活動、宗教活動を目的としていない団体であること。
- (4) 団体の構成員が原則として5人以上で、その半数以上が市内在住、在勤、在学し、主な活動場所が市内であること。
- (5) 市が主催する事業やイベント等に参加又は協力できる団体であること。

## (登録の申請)

第4条 登録を希望する団体は、松戸市男女共同参画推進団体登録（変更）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約（会則または団体が法人である場合には定款）
- (2) 会員名簿
- (3) 活動実績
- (4) その他市長が必要と認める書類

## (登録申請の受理、審査および決定)

第5条 市長は、第4条による申請を受理した場合には、男女共同参画課において審査を行い、第3条に定める要件に適合すると認めるときは、団体として登録決定し、登録証を交付する。

## (有効期間)

第6条 登録の有効期間は4月1日を基準日とし、当該年度の属する翌年度の3月末日までとする。

2 期間途中からの登録団体については、登録証（第2号様式）に記載のとおりとする。

#### （登録の更新）

第7条 登録の更新をしようとする団体は、登録の有効期間が満了する日の1カ月前から更新手続きを行うことができる。

2 更新については、第4条を準用する。

#### （登録内容の変更）

第8条 登録団体の申請内容に変更があった場合は、登録証を添えて再度、速やかに松戸市男女共同参画推進団体登録（変更）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

#### （登録の取消）

第9条 市長は、第3条の要件に適合しないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

#### （団体の役割）

第10条 団体は第2条の目的のため、次に掲げる役割を担う。

- （1）市へ活動実績を報告する。
- （2）市および他機関が実施する男女共同参画に関する研修会へ参加する。
- （3）市および他の団体との情報共有の機会をもつ。

#### （団体への支援）

第11条 市長は、団体に対し次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- （1）登録された情報を市ホームページ等に掲載し、活動内容を広く市民に公開する。
- （2）松戸市男女共同参画センター条例施行規則（以下「規則」という。）第12条に基づく使用は、松戸市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の施設使用料を3割減額する。
- （3）規則第4条第3項第1号に基づく使用の場合は、センター使用許可申請について優遇する。
- （4）センターに設置されているロッカー、印刷機、及び市民活動支援コーナーを使用させることができる。
- （5）男女共同参画に関する情報を提供する。

#### （補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 平成29年6月1日現在で登録されている「松戸市男女共同参画推進グループ」は、この要綱に基づく登録団体とみなし、登録の有効期間を平成31年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。